

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	2320-425-0963-5		仕様書番号	
品名 又は 件名	爆弾作業車 -----		CPS-V23115-12	
			大臣承認	昭和 年 月 日
			作成	昭和52年12月20日
			改正	平成30年 8月 8日
				平成31年 1月15日
作成部隊等名	補給本部			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊の航空部隊、補給処等において、人力で荷役困難な爆弾などの積載、運搬及びしゃ下に使用する爆弾作業車（以下、“車両”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
JIS G 3525	ワイヤロープ
JIS G 4051	機械構造用炭素鋼鋼材
JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル
JIS K 5651	アミノアルキド樹脂塗料
NDS Z 8201	標準色
DSP L 4768	帆布

品名	爆弾作業車
----	-------

b) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省告示11号（平成13年3月9日））

消防法（昭和23年法律第186号）

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）

（防経艦第6002号 27.4.24）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の2.1 を満足するものとし、次による。

a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合するものとする。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値及び排出ガス基準の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

b) 爆弾などの積載、運搬及びしゃ下用として、火薬類取締法、火薬類の運搬に関する内閣府令（以下、“内閣府令”という。）、クレーン等安全規則及び移動式クレーン構造規格に適合するものとする。

2.2 構成

構成は、次による。

a) 機関

b) ブレーキ装置

c) 操縦室

d) 荷台

e) クレーン装置

品名	爆弾作業車
----	-------

- f) 動力取出装置
- g) 灯火類
- h) 附属装置

### 2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

### 2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は承認図面による。

#### 2.4.1 構造

構造は、一般市販クレーン付きトラック4×2（ダブルタイヤ）の荷台に爆弾受台を装着するほか、次による。

- a) 機関は、4サイクル水冷ディーゼル機関とする。
- b) ブレーキ装置は、空気油圧複合式及びABS付とする。
- c) 操縦室 操縦室は、次による。
  - 1) 操縦室は、全鋼製箱形とする。
  - 2) 乗車定員は、3名とする。
  - 3) 計器類は、運転席の見やすい位置に設けるものとし、計器類（製造会社仕様）のほか、運行記録計〔電気式1日計用（120 km/h）〕を取り付けるものとする。
  - 4) エアコン（製造会社仕様）を取り付けるものとする。
  - 5) 粉末消火器ABC・1.8 kg・自動車用の取付金具を操縦室内の乗降車の妨げにならない場所に1EA取り付けるものとする。
  - 6) 車両用のAM/FMラジオ（製造会社仕様）を取り付けるものとする。
- d) 荷台は、次によるほか、細部は、承認図面による。
  - 1) 積載する爆弾などの衝突、摩擦、動揺、転落などを防止するため付図1の爆弾受台を取り付けること。
 

なお、爆弾受台は、取り外しが可能なものとする。
  - 2) 荷台の構造は木製とし、床面は、二重張りとし、付図2の埋込み式の床ロープ掛けを取り付けるものとする。
 

なお、あおり（開閉補助装置付）は、三方開きとする。
  - 3) 荷台両側及び後方にロープ掛け用フックを設けるものとする。
  - 4) 荷台前方と操縦室の間に、強化液消火器 ABC・8L・自動車用の取付金具を1EA取り付けるものとする。

品名	爆弾作業車
----	-------

- e) クレーン装置は、操縦室と荷台との間に装備するものとし、次による。
- 1) **ブーム構造** 鋼製箱形断面溶接組立3段油圧伸縮式
  - 2) **ブーム伸縮** 油圧シリンダー直押式
  - 3) **ブーム起伏** 油圧シリンダー押上式
  - 4) **巻上装置** 油圧モータ駆動 減速機 : 平歯車減速式  
ブレーキ: メカニカルブレーキ
  - 5) **フック格納** 自動格納方式
  - 6) **旋回装置** 油圧モータ駆動 減速機: 平歯車減速式 (ボールベアリング方式)
  - 7) **アウトリガ** 複動油圧シリンダー直押式 (手動引出式)
  - 8) クレーンの両サイドの操作レバーにより各操作の作業状態を視認しながら1人で容易にでき、かつ、安全であること。
  - 9) 各機構装置に安全装置を設けるものとする。
- f) 動力取出装置は、クレーン装置用動力を変速機から取り出す方式とする。
- g) **灯火類** 灯火類は、次による。
- 1) **自衛隊の使用する自動車の保安基準等について (通達)** の保安基準に定める灯火類のほかに、**内閣府令**の第16条に規定された赤色灯を取り付けるものとする。
  - 2) 作業灯 (夜間のクレーン操作及び作業用) を3EA取り付けるものとする。
- h) 附属装置は、次による。
- 1) 予備タイヤ取付具は、荷台後部下面に装備するものとする。
  - 2) けん引フックは、車台の前後部に各1EA取り付けるものとする。
  - 3) 爆弾等のつり上げ及びつり下げ用スリングを装備するものとする。  
なお、スリングは、**付図3**を基準とする。
  - 4) 排気管は、排気ガス中の火花防止のために遠心式火花防止装置を取り付けるものとする。ただし、**自衛隊の使用する自動車の保安基準等について (通達)** の表第26項の2に規定する、排ガス規制に適合している車両である場合は、遠心式火花防止装置の取り付けは除くことができるものとする。  
なお、適合している旨を車両の見やすい位置に表示するものとする。
  - 5) **内閣府令**の第16条に規定された標識の掲示用枠を設けるものとする。  
なお、標識の取り外し (脱着) が容易な構造とする。
  - 6) 寒冷地仕様 (製造会社仕様) の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

品名	爆弾作業車
----	-------

#### 2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図4を基準とし、次による。

a) 車両寸法 車両寸法は、次による。ただし、クレーンは、走行時の状態とする。

- 1) 全長 最大 10 130 mm
- 2) 全幅 最大 2 500 mm
- 3) 全高 最大 3 500 mm

b) 荷台寸法 荷台寸法は、次による。ただし、いずれも内側寸法とする。

- 1) 全長 最小 4 600 mm
- 2) 幅 最小 2 000 mm
- 3) 高さ（あおり） 400 mmを基準とする。
- 4) 床面の高さ 1 100～1 200 mmを基準とする。

#### 2.4.3 質量

車両質量及び車両総質量は、製造会社仕様とし、最大積載量は、4 000 kg以上とする。

#### 2.5 外観・性能

##### 2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥がないものとする。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがないものとする。
- c) 塗装は、C&LPS-V00008の2.3によるほか、車体外部は、JIS K 5572の半つや外部用又はJIS K 5651の半つや外部用（それぞれの同等のものを含む。）で、NDS Z 8201の色番号2314 OD色により塗装するものとし、細部は、色見本による。

なお、車体下部は、製造会社仕様の黒色で塗装するものとする。

##### 2.5.2 性能

性能は、次による。

- a) 走行性能 走行性能は、次による。
  - 1) 最高速度 80 km/h以上
  - 2) 最小回転半径 10 m以下

品 名	爆弾作業車
-----	-------

b) クレーン性能 クレーン性能は、次による。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1) つり上げ能力       | 作業半径 1.9 mにおいて最大2 000 kg以上             |
| つり上げ能力 (空車時)    | 作業半径 4.5 mにおいて最大600 kg以上 (つり用具の質量を含む。) |
| 2) 最大巻上げ速度      | 16 m/min以上 (フック速度)                     |
| 3) 旋回角度         | 360° (連続) (全ての作業状態において)                |
| 4) ブーム起伏角度範囲水平面 | 1~78° の範囲を基準 (全ての作業状態において)             |
| 5) 最大地上揚程       | 6 m以上                                  |

## 2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4 によるほか、細部は、承認図面による。

## 3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1 による。
- b) 特定化学物質等の資料は、C&LPS-Y00007の4.1.3 による。
- c) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2 による。
- d) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3 による。
- e) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5 による。
- f) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6 による。

### 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3 及び5.5 による。

### 5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6 によるほか、次による。

#### 5.3.1 附属品は、次による。

- a) 非常信号灯 (道路運送車両法の保安基準適合品, 乾電池式, 懐中電灯兼用式) 1EA
- b) 粉末消火器ABC・1.8 kg・自動車用 (消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品, リサイクルシール付) 1EA

品名	爆弾作業車
----	-------

c) 強化液消火器ABC・8L・自動車用（消防法規格の適合品，リサイクルシール付）  
1EA

d) 火薬類運搬用表示板 4枚

e) シート 1張

なお、DSP D 4768の付表5 品番10号とし、防水性及び防火性を有したもので、爆弾を荷台に積載した状態で覆うことができるものとする。

f) 赤色点滅灯（収納箱付） 2EA

5.3.2 予備品は、次による。

a) 予備タイヤは、製造会社仕様（ホイール付）1本とする。

b) スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

5.4 承認用図面・色見本

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面及び色見本を作成の上、提出し、承認を受けるものとする。

a) 承認用図面

1) 外形図（寸法及び質量を含む。）

2) 塗装配置図

3) 航空自衛隊標識図

4) 銘板図

5) その他必要な図面

b) 色見本 車体外部

5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

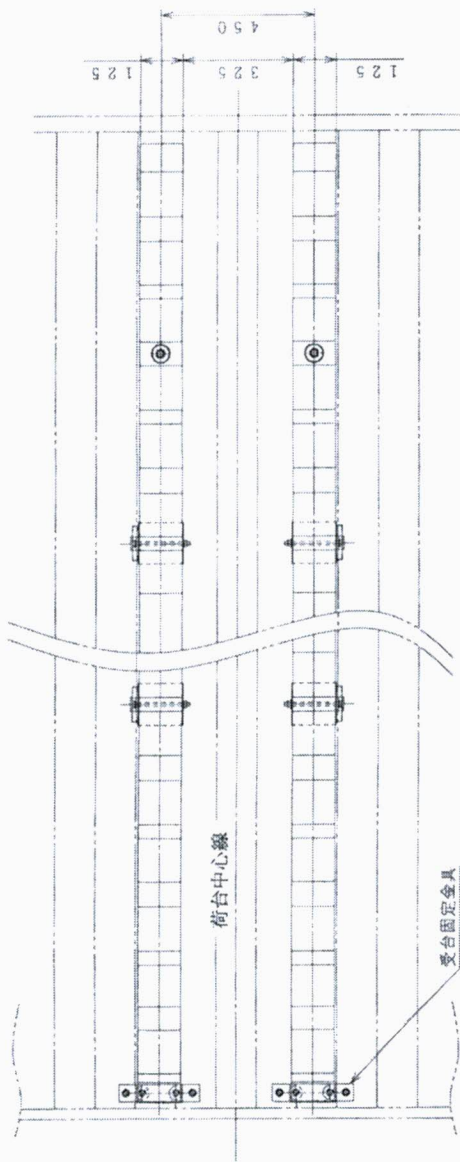
装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案（ECP）

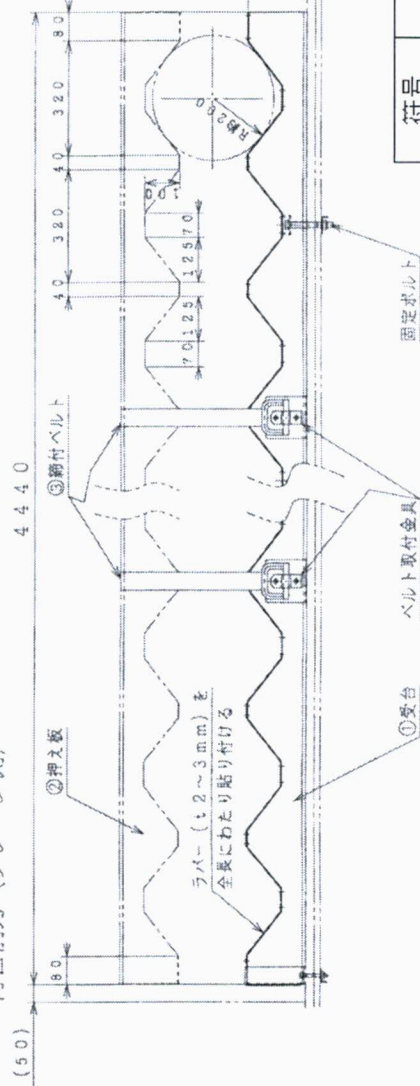
技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

単位 mm

示された数値は基準とする。



←荷台前方 (クレーン側)

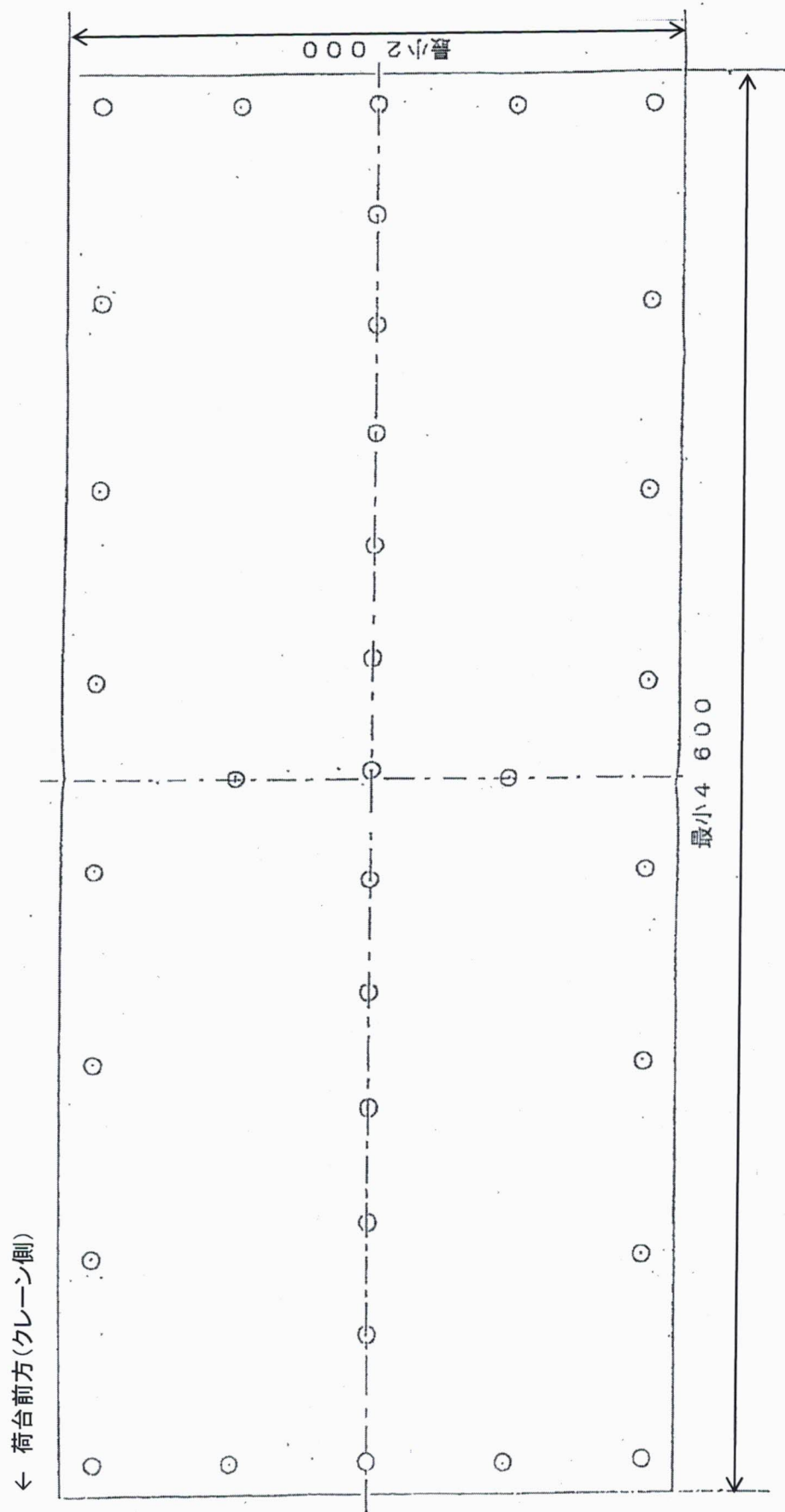


符号	名称	材料	数量	単位
1	受台	木材	2	EA
2	押え板	木材	1	EA
3	締付ベルト	ポリエステル	2	EA

付図1ー爆弾受台

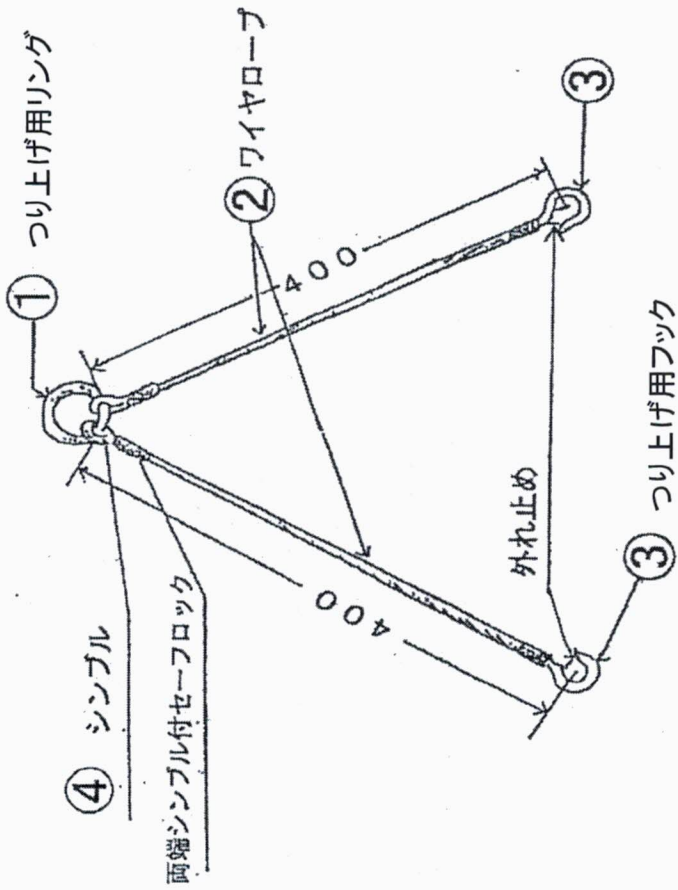


単位 mm



付図2-埋込み式床ロープ掛

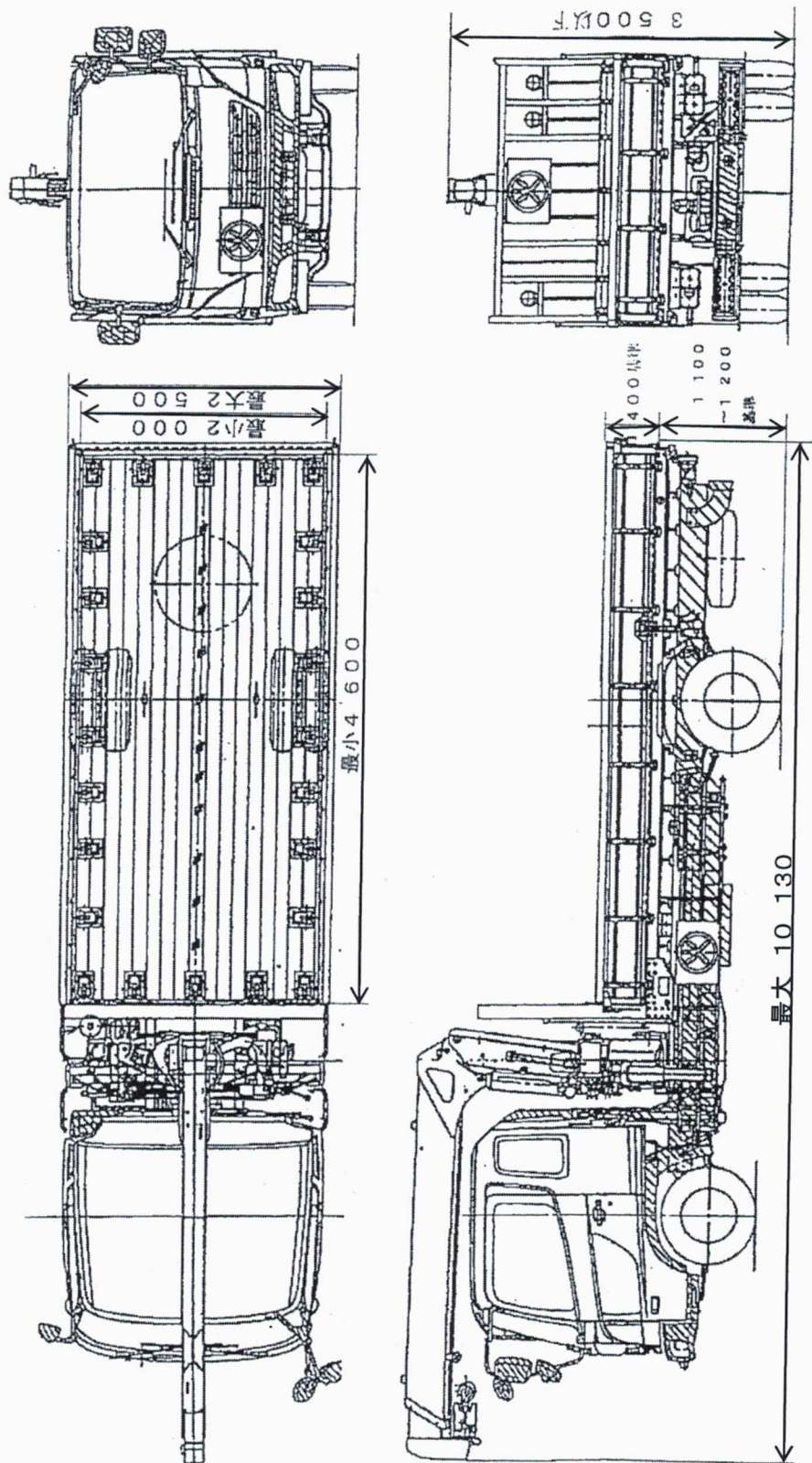
単位 mm



符号	名称	規格
①	つり上げ用リング	JIS G 4051 S45C 丸鋼19mmリング内径7 5mm又は同等以上のもの
②	ワイヤロープ	JIS G 3525 6×3 7,0/0, A種, 径10m m又は同等以上のもの
③	つり上げ用フック	JIS G 4051 S45C 丸鋼13mmフック内径2 5mm又は同等以上のもの
④	シンブル	JIS G 3101 SS40 0丸鋼10mm又は同等 以上のもの。
注記 強度2t以上の荷重に耐えられること。		

付図3—スリング

単位 mm



付図 4 - 爆弾作業車の形状及び寸法